

第 1 税 制

1 令和元年度(平成31年度)の税制改正

(年度改正)

現下の経済情勢等を踏まえ、持続的な成長経路を実現する観点から、次のとおり地方税制の改正が行われた。

税目	項目	改正概要	関係条文																																				
法人の事業税	地方法人課税における新たな偏在是正措置	<p>地方法人特別税(国税)に代わる新たな税源偏在是正措置として特別法人事業税(国税)が創設されることに伴い、法人事業税の所得割又は収入割の税率を次のとおり変更することとした。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">区 分</th> <th>改正前</th> <th>改正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">資本金1億円超の普通法人(※1)の所得割</td> <td>所得のうち年400万円以下の部分</td> <td>0.3%</td> <td>0.4%</td> </tr> <tr> <td>所得のうち年400万円超800万円以下の部分</td> <td>0.5%</td> <td>0.7%</td> </tr> <tr> <td>所得のうち年800万円超の部分</td> <td>0.7%</td> <td>1.0%</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">資本金1億円以下の普通法人の所得割</td> <td>所得のうち年400万円以下の部分</td> <td>3.4%</td> <td>3.5%</td> </tr> <tr> <td>所得のうち年400万円超800万円以下の部分</td> <td>5.1%</td> <td>5.3%</td> </tr> <tr> <td>所得のうち年800万円超の部分</td> <td>6.7%</td> <td>7.0%</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">特別法人(※2)の所得割</td> <td>所得のうち年400万円以下の部分</td> <td>3.4%</td> <td>3.5%</td> </tr> <tr> <td>所得のうち年400万円超の部分</td> <td>4.6%</td> <td>4.9%</td> </tr> <tr> <td colspan="2">電気供給業、ガス供給業、保険業等を行う法人の収入割</td> <td>0.9%</td> <td>1.0%</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 外形標準課税の対象法人(上記所得割の他に、付加価値割及び資本割が課される。)</p> <p>※2 農業協同組合、消費生活協同組合、信用金庫、医療法人等</p> <p>(令和元年10月1日施行)</p>	区 分		改正前	改正後	資本金1億円超の普通法人(※1)の所得割	所得のうち年400万円以下の部分	0.3%	0.4%	所得のうち年400万円超800万円以下の部分	0.5%	0.7%	所得のうち年800万円超の部分	0.7%	1.0%	資本金1億円以下の普通法人の所得割	所得のうち年400万円以下の部分	3.4%	3.5%	所得のうち年400万円超800万円以下の部分	5.1%	5.3%	所得のうち年800万円超の部分	6.7%	7.0%	特別法人(※2)の所得割	所得のうち年400万円以下の部分	3.4%	3.5%	所得のうち年400万円超の部分	4.6%	4.9%	電気供給業、ガス供給業、保険業等を行う法人の収入割		0.9%	1.0%	法2024の7	条2
区 分		改正前	改正後																																				
資本金1億円超の普通法人(※1)の所得割	所得のうち年400万円以下の部分	0.3%	0.4%																																				
	所得のうち年400万円超800万円以下の部分	0.5%	0.7%																																				
	所得のうち年800万円超の部分	0.7%	1.0%																																				
資本金1億円以下の普通法人の所得割	所得のうち年400万円以下の部分	3.4%	3.5%																																				
	所得のうち年400万円超800万円以下の部分	5.1%	5.3%																																				
	所得のうち年800万円超の部分	6.7%	7.0%																																				
特別法人(※2)の所得割	所得のうち年400万円以下の部分	3.4%	3.5%																																				
	所得のうち年400万円超の部分	4.6%	4.9%																																				
電気供給業、ガス供給業、保険業等を行う法人の収入割		0.9%	1.0%																																				

1 令和元年度（平成31年度）の

税 目	項 目	改 正 概 要	関 係 条 文																					
不動産取得税	特例措置の延長	<p>次の措置（主なもの）を2年延長することとした。</p> <p>1 新築のサービス付き高齢者向け賃貸住宅（いわゆる「サ高住」）を取得した場合に、価格から1,200万円／戸を控除する特例措置</p> <p>2 市町村が作成する農用地の集積計画に基づき農用地区域内にある土地を取得した場合に、価格の3分の1を控除する特例措置</p> <p>3 新築のサービス付き高齢者向け賃貸住宅の用に供する土地を取得した場合に、1戸当たり、150万円又は当該住宅の床面積の2倍に相当する部分（最大200㎡）の土地の価格のいずれか大きい価格に税率を乗じて得た額を減額する措置</p> <p>4 宅地建物取引業者が取得した既存住宅及び当該既存住宅の用に供する土地について、一定の増改築等を行った後、取得後2年以内に耐震基準適合要件を満たすもの等として個人に販売し、当該個人が居住した場合に、当該住宅については建築年に応じて税額から一定額を減額し、当該住宅用土地については上記3と同じ算定式による税額を減額する措置</p> <p style="text-align: right;">（平成31年4月1日施行）</p>	<p>法附11</p> <p>法附11</p> <p>法附11の4</p> <p>法附11の4</p>	<p>条附7</p> <p>条附7</p> <p>条附7の4</p> <p>条附7の4</p>																				
自動車税	環境性能割の税率の適用区分の見直し及び臨時的軽減	<p>環境インセンティブを強化するため、自家用の乗用車の税率の適用区分を次のとおり見直すこととした。</p> <p>ただし、令和元年10月1日から令和2年9月30日までの間にガソリン自動車及びLPG（液化石油ガス）車（それぞれハイブリット自動車を含む。）を取得した場合、税率を1%軽減する。</p> <table border="1" data-bbox="531 1346 1169 1890"> <thead> <tr> <th colspan="2" data-bbox="531 1346 1002 1417">区 分</th> <th data-bbox="1002 1346 1078 1417">税率</th> <th data-bbox="1078 1346 1169 1417">軽減後の税率</th> </tr> <tr> <th data-bbox="531 1417 746 1489">排出ガス性能</th> <th data-bbox="746 1417 1002 1489">燃 費 性 能</th> <td></td> <td></td> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="531 1489 746 1641">平成30年排出ガス基準に適合かつ窒素酸化物を50%以上低減</td> <td data-bbox="746 1489 1002 1641">令和2年度燃費基準値+10%達成</td> <td data-bbox="1002 1489 1078 1641">1%</td> <td data-bbox="1078 1489 1169 1641">非課税</td> </tr> <tr> <td data-bbox="531 1641 746 1783">又は 平成17年排出ガス基準に適合かつ窒素酸化物を75%以上低減</td> <td data-bbox="746 1641 1002 1783">令和2年度燃費基準値達成</td> <td data-bbox="1002 1641 1078 1783">2%</td> <td data-bbox="1078 1641 1169 1783">1%</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="531 1783 1002 1890">上記より排出ガス性能又は燃費性能が劣る自家用の乗用車</td> <td data-bbox="1002 1783 1078 1890">3%</td> <td data-bbox="1078 1783 1169 1890">2%</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">（令和元年10月1日施行）</p>	区 分		税率	軽減後の税率	排出ガス性能	燃 費 性 能			平成30年排出ガス基準に適合かつ窒素酸化物を50%以上低減	令和2年度燃費基準値+10%達成	1%	非課税	又は 平成17年排出ガス基準に適合かつ窒素酸化物を75%以上低減	令和2年度燃費基準値達成	2%	1%	上記より排出ガス性能又は燃費性能が劣る自家用の乗用車		3%	2%	<p>法157</p> <p>法附12の2の10</p> <p>法附12の2の12</p>	<p>条72の8</p> <p>法12の8</p>
区 分		税率	軽減後の税率																					
排出ガス性能	燃 費 性 能																							
平成30年排出ガス基準に適合かつ窒素酸化物を50%以上低減	令和2年度燃費基準値+10%達成	1%	非課税																					
又は 平成17年排出ガス基準に適合かつ窒素酸化物を75%以上低減	令和2年度燃費基準値達成	2%	1%																					
上記より排出ガス性能又は燃費性能が劣る自家用の乗用車		3%	2%																					

税制改正 (続き)

税 目	項 目	改 正 概 要	関係条文																																							
自動車税	種別割の税率引下げ(恒久減税)	<p>令和元年10月1日以後に取得した自家用の乗用車等(新車に限る。)の税率を次のとおり引き下げることとした。</p> <table border="1" data-bbox="555 443 1193 1413"> <thead> <tr> <th rowspan="2">排気量等の区分</th> <th colspan="2">税 率</th> </tr> <tr> <th>改 正 前</th> <th>改 正 後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1ℓ以下</td> <td>29,500円</td> <td>25,000円</td> </tr> <tr> <td>1ℓ超、1.5ℓ以下</td> <td>34,500円</td> <td>30,500円</td> </tr> <tr> <td>1.5ℓ超、2ℓ以下</td> <td>39,500円</td> <td>36,000円</td> </tr> <tr> <td>2ℓ超、2.5ℓ以下</td> <td>45,000円</td> <td>43,500円</td> </tr> <tr> <td>2.5ℓ超、3ℓ以下</td> <td>51,000円</td> <td>50,000円</td> </tr> <tr> <td>3ℓ超、3.5ℓ以下</td> <td>58,000円</td> <td>57,000円</td> </tr> <tr> <td>3.5ℓ超、4ℓ以下</td> <td>66,500円</td> <td>65,500円</td> </tr> <tr> <td>4ℓ超、4.5ℓ以下</td> <td>76,500円</td> <td>75,500円</td> </tr> <tr> <td>4.5ℓ超、6ℓ以下</td> <td>88,000円</td> <td>87,000円</td> </tr> <tr> <td>6ℓ超</td> <td>111,000円</td> <td>110,000円</td> </tr> <tr> <td>電気を動力源とするもの</td> <td>29,500円</td> <td>25,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ キャンピング車についても、自家用の乗用車と同様に引き下げる。 (令和元年10月1日施行)</p>	排気量等の区分	税 率		改 正 前	改 正 後	1ℓ以下	29,500円	25,000円	1ℓ超、1.5ℓ以下	34,500円	30,500円	1.5ℓ超、2ℓ以下	39,500円	36,000円	2ℓ超、2.5ℓ以下	45,000円	43,500円	2.5ℓ超、3ℓ以下	51,000円	50,000円	3ℓ超、3.5ℓ以下	58,000円	57,000円	3.5ℓ超、4ℓ以下	66,500円	65,500円	4ℓ超、4.5ℓ以下	76,500円	75,500円	4.5ℓ超、6ℓ以下	88,000円	87,000円	6ℓ超	111,000円	110,000円	電気を動力源とするもの	29,500円	25,000円	法1707	第3
	排気量等の区分	税 率																																								
		改 正 前	改 正 後																																							
1ℓ以下	29,500円	25,000円																																								
1ℓ超、1.5ℓ以下	34,500円	30,500円																																								
1.5ℓ超、2ℓ以下	39,500円	36,000円																																								
2ℓ超、2.5ℓ以下	45,000円	43,500円																																								
2.5ℓ超、3ℓ以下	51,000円	50,000円																																								
3ℓ超、3.5ℓ以下	58,000円	57,000円																																								
3.5ℓ超、4ℓ以下	66,500円	65,500円																																								
4ℓ超、4.5ℓ以下	76,500円	75,500円																																								
4.5ℓ超、6ℓ以下	88,000円	87,000円																																								
6ℓ超	111,000円	110,000円																																								
電気を動力源とするもの	29,500円	25,000円																																								
種別割のグリーン化特例(軽課)措置の延長	<p>排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さい自動車(新車に限る。)について、取得の翌年度の種別割の税率を軽減する特例措置(いわゆる「グリーン化特例(軽課)」)を2年延長(令和3年3月31日までに取得したものに適用)することとした。 (令和元年10月1日施行)</p>	法附1203	条附13																																							
種別割のグリーン化特例(軽課)措置の更なる延長	<p>自家用の乗用車(新車に限る。)については、グリーン化特例(軽課)を上記措置の延長から更に2年延長(令和5年3月31日までに取得したものに適用)するとともに、その対象等を見直し、次の表のとおりとした。</p>	法附1203	条附13																																							

令和元年度（平成31年度）の税制改正（続き）

税目	項目	改正概要		関係条文					
自動車税	種別割のグリーン化特例（重課）措置の延長	<table border="1" data-bbox="518 369 1150 622"> <thead> <tr> <th data-bbox="518 369 1013 441">対象</th> <th data-bbox="1013 369 1150 441">軽減率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="518 441 1013 622">電気自動車（燃料電池自動車を含む。）、天然ガス自動車（※1）、プラグインハイブリッド自動車又はクリーンディーゼル乗用車（※2）</td> <td data-bbox="1013 441 1150 622">おおむね75%軽減</td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="518 645 1150 745">※1 平成21年排出ガス基準NO_x10%以上低減（車両総重量が3.5t以下のもの）又は平成30年排出ガス基準適合のものに限る。</p> <p data-bbox="518 757 1150 819">※2 平成21年排出ガス基準適合又は平成30年排出ガス基準適合のものに限る。</p> <p data-bbox="874 831 1142 857">（令和3年4月1日施行）</p> <p data-bbox="518 902 1150 1037">初回新規登録から一定の年数を経過した環境負荷の大きい自動車（※）について、種別割の税率を加重する特例措置（いわゆる「グリーン化特例（重課）」）を2年延長することとした。</p> <p data-bbox="518 1048 1150 1149">※ 初回新規登録から13年超のガソリン車・LPG（液化石油ガス）車又は初回新規登録から11年超のディーゼル車</p> <p data-bbox="850 1160 1142 1187">（令和元年10月1日施行）</p>		対象	軽減率	電気自動車（燃料電池自動車を含む。）、天然ガス自動車（※1）、プラグインハイブリッド自動車又はクリーンディーゼル乗用車（※2）	おおむね75%軽減	法附12の3	条附13
対象	軽減率								
電気自動車（燃料電池自動車を含む。）、天然ガス自動車（※1）、プラグインハイブリッド自動車又はクリーンディーゼル乗用車（※2）	おおむね75%軽減								
狩猟税	特例措置の延長	<p data-bbox="518 1227 1150 1361">鳥獣被害対策を推進するため、有害鳥獣の捕獲等を行う者が狩猟者の登録を行った場合の狩猟税の課税免除措置及び税率を2分の1とする特例措置について、適用期限を5年延長することとした。</p> <p data-bbox="850 1373 1142 1400">（平成31年4月1日施行）</p>		法附32 法附32の2	条附16 条附16の2				

(岐阜県消防団協力事業所の支援のための事業税の課税の特例に関する条例の一部改正)

消防団協力事業所(※1)を有する者のうち一定の要件を満たすものに対する事業税の課税の特例(※2)について、その適用期間を2年延長することとした。

※1 消防団活動に協力している事業所として市町村長から表示証の交付を受けたもの

※2 特例の概要は、次の表のとおり。

対 象	軽 減 内 容
県内の消防団協力事業所において消防団員を1人以上雇用している等、一定の要件を満たす法人又は個人が行う事業	税額を2分の1に軽減 (軽減額は、最大200万円)

(令和2年4月1日施行)

(岐阜県地方活力向上地域における事業税及び不動産取得税の特例に関する条例の一部を改正する条例)

地域再生法に基づく特定業務施設(※1)の整備計画について知事の認定を受けた事業者が当該施設の新設又は増設を行った場合における事業税及び不動産取得税の特例(※2)について、その適用期間を2年延長することとした。

※1 調査・企画、情報処理、研究開発、国際事業その他管理業務の部門のいずれかのために使用される事務所又は重要な役割を担う研究所若しくは研修所など、いわゆる本社機能を有する施設等(工場及び店舗を除く。)

※2 特例の概要は、次の表のとおり。

税 目	対 象	軽 減 内 容
事業税	特定業務施設に係る事業(東京23区から県内へ移転する場合に限る。)	1年目 2分の1に軽減 2年目 4分の3に軽減 3年目 8分の7に軽減
不動産取得税	特定業務施設の用に供する家屋又はその敷地の取得	全額免除

(令和2年4月1日施行)

2 令和元年度（平成31年度）課税標

税 目	課 税 標 準 等	税 率	納 期	摘要
県民税	<p>1 個人</p> <p>(1) 県内に住所を有する個人 均等割 所得割</p> <p>(2) 県内に事務所、事業所又は家屋敷を有する個人で、当該事務所、事業所又は家屋敷のある市町村に住所を有しない者 均等割</p> <p>○賦課期日 1月1日</p>	<p>1 個人</p> <p>(1) 均等割 1,500円 ※「東日本大震災からの復興に関し地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律」（平成23年12月2日法律第118号）の施行に伴い、標準税率の1,000円に500円が加算されている。（平成26年度～令和5年度） (超過課税) 清流の国ぎふ森林・環境税 1,000円</p> <p>(2) 所得割 100分の4</p>	<p>1 個人</p> <p>賦課徴収は、市町村が市町村民税と併せて行うため市町村民税の納期に同じ</p>	
	<p>2 法人</p> <p>(1) 県内に事務所又は事業所を有する法人 均等割 法人税割</p> <p>(2) 県内に事務所又は事業所を有する公益法人等及び人格のない社団等 ・収益事業を行う場合 均等割 法人税割 ・収益事業を行わない場合 均等割 (一部非課税)</p> <p>(3) 県内に寮等のみを有する法人等 均等割</p>	<p>2 法人</p> <p>(1) 均等割 ・公共法人^{※1}及び公益法人等^{※2}のうち、均等割を課することができないもの以外のもの^{※3} ・人格のない社団等 ・一般社団法人及び一般財団法人（非営利型法人に該当するものを除く。） ・資本金等の額を有しない法人 ・資本金等の額が1千万円以下である法人 年 20,000円 ・資本金等の額が1千万円を超え1億円以下の法人 年 50,000円 ・資本金等の額が1億円を超え10億円以下の法人 年 130,000円 ・資本金等の額が10億円を超え50億円以下の法人 年 540,000円 ・資本金等の額が50億円を超える法人 年 800,000円</p>	<p>2 法人 申告納付</p> <p>(1) 確定申告 事業年度の終了の日から2月以内</p> <p>(2) 中間申告 事業年度の期間が6月を超える法人は当該事業年度開始の日から6月経過後2月以内</p> <p>(3) 清算法人の申告 ア 各事業年度終了の日から2月以内 イ 残余財産分配の日の前日まで ウ 残余財産確定の日から1月以内</p>	
		<p>※1 法人税法別表第1に規定するものをいう。 ※2 地方税法第24条第5項に規定するものをいう。 ※3 法人税法別表第2に規定する独立行政法人で収益事業を行うものを除く。 (超過課税) 清流の国ぎふ森林・環境税 上記の区分に応じて年額2,000円～80,000円 (均等割額の10%相当額)</p> <p>(2) 法人税割 法人税額の100分の3.2[100分の1]^{※1} (超過課税) 資本（出資）金の額が1億円超のもの又は課税標準となる法人税額が年1,000万円超（平成8.1.31以前に決算期の到来する法人については400万円超）のものは、法人税額の100分の4[100分の1.8]^{※1} ※1 [] 内の税率は令和1.10.1以降に開始する事業年度に適用</p>		

準、税率、納期一覧

税目	課税標準等	税率	納期	摘要
	3 利子割 県内に所在する金融機関等から支払いを受けるべき利子等の額	3 利子割 支払いを受けるべき利子等の額の100分の5	3 利子割 申告納入 毎月分を翌月10日まで	
	4 配当割 一定の上場株式等の配当等の額	4 配当割 特定配当等の額の100分の5	4 配当割 申告納入 毎月分を翌月10日まで (源泉徴収選択口座内の配当等は翌年1月10日)	
	5 株式等譲渡所得割 源泉徴収口座における特定株式等譲渡所得金額	5 株式等譲渡所得割 特定株式等譲渡所得金額の100分の5	5 株式等譲渡所得割 申告納入 1年分を翌年1月10日まで	
事業税	1 個人 平成30年中における事業の所得及び平成30年1月1日から事業廃止の日までの事業の所得 ○事業主控除額 年 290万円 ○事業専従者控除額 青色 給与として支給した額 白色 次のいずれか低い額 ・配偶者 86万円 その他 50万円 ・事業専従者控除前の事業所得÷(事業専従者数+1)	1 個人 (1) 第1種事業 課税所得金額の100分の5 (2) 第2種事業 課税所得金額の100分の4 (3) 第3種事業 ((4)に掲げるものを除く。) 課税所得金額の100分の5 (4) 第3種事業のうちあん摩・マッサージ・指圧・はり・きゅう・柔道整復その他の医業に類する事業、装蹄師業 課税所得金額の100分の3	1 個人 普通徴収 1期 8月1日～8月31日 2期 11月1日～11月30日 ただし、事業を廃止した場合は知事の定める日	
	2 法人 (1) 電気供給業、ガス供給業及び保険業 各事業年度の収入金額 (2) その他の事業 各事業年度の付加価値額、資本金等の額若しくは所得又は各事業年度の清算所得 ^{※1} (医療法人が行う社会保険診療に係るものは除外。) ^{※1} 平成22年9月30日以前に解散した法人に限る。 ^{※2} []内の税率は令和1.10.1以降に開始する事業年度に適用。	2 法人 (1) 収入金課税法人 収入金額の100分の0.9[100分の1] ^{※2} (2) 所得課税法人 ア 特別法人 所得のうち 年400万円以下の金額 100分の3.4[100分の3.5] ^{※2} 年400万円を超える金額及び清算所得 ^{※1} 100分の4.6[100分の4.9] ^{※2} イ 上記以外で資本金又は出資金の額が1億円を超える法人 付加価値額の100分の1.2 資本金等の額の100分の0.5	2 法人 申告納付 (1) 確定申告 事業年度の終了の日から2月以内 (2) 中間申告 事業年度の期間が6月を超える法人は当該事業年度開始の日から6月経過後2月以内 (3) 清算法人の申告 ア 各事業年度終了の日から2月以内 イ 残余財産分配の日の前日まで ウ 残余財産確定の日から1月以内	

2 令和元年度（平成31年度）課税標

税目	課税標準等	税率	納期	摘要
		<p>所得のうち 年400万円以下の金額 100分の0.3[100分の0.4]※2 年400万円を超え800万円以下の金額 100分の0.5[100分の0.7]※2 年800万円を超える金額及び清算所得※1 100分の0.7[100分の1]※2</p> <p>ウ その他の法人 所得のうち 年400万円以下の金額 100分の3.4[100分の3.5]※2 年400万円を超え800万円以下の金額 100分の5.1[100分の5.3]※2 年800万円を超える金額及び清算所得※1 100分の6.7[100分の7]※2</p> <p>ただし、(2)のうち3以上の都道府県において事務所又は事業所を設けて事業を行う資本金又は出資金の額が1000万円以上の法人については、所得・清算所得ともに、特別法人にあつては100分の4.6[100分の4.9]※2、資本金又は出資金の額が1億円を超える法人にあつては100分の0.7[100分の1]※2、その他の法人にあつては100分の6.7[100分の7]※2</p> <p>●平成20年10月1日以後に開始する事業年度（清算予納申告、残余財産配分予納申告及び清算確定申告にあつては、同日以後に解散した場合に限る。）から適用</p>		
<p>(参考) 地方 法人特別 税(特 別法人 事業税)※1 (国税)</p> <p>※1 令和1.10.1以降に開始する事業年度においては特別法人事業税</p>	<p>法人 (1) 法人事業税所得割 (2) 法人事業税収入割</p> <p>※2 []内の税率は令和1.10.1以降に開始する事業年度に適用</p>	<p>法人 (1) 法人事業税所得課税法人 ア 外形標準課税法人 法人事業税所得割の100分の414.2[100分の260]※2 イ 特別法人以外の法人 法人事業税所得割の100分の43.2[100分の37]※2 ウ 特別法人 法人事業税所得割の100分の43.2[100分の34.5]※2 (2) 法人事業税収入金課税法人 法人事業税収入割の100分の43.2[100分の30]※2</p> <p>●平成20年10月1日以後に開始する事業年度（清算予納申告、残余財産配分予納申告及び清算確定申告にあつては、同日以後に解散した場合に限る。）から適用</p>	<p>法人事業税の納付と併せて行う。</p>	

準、税率、納期一覧（続き）

税 目	課 税 標 準 等	税 率	納 期	摘要																				
不動産取得税	<p>取得時の不動産の価格</p> <p>○新築特例適用住宅取得特例控除 延床面積が50㎡以上240㎡以下（一戸建以外の貸家住宅は40㎡以上240㎡以下）の住宅については、1戸につき1,200万円を価格から控除（当該住宅が認定長期優良住宅である場合は、1戸につき1,300万円を価格から控除（平成21年6月4日から令和4年3月31日までの取得に限る））</p> <p>○既存住宅取得特例控除 既存住宅で一定の要件に該当するものについて以下の額を価格から控除</p> <table border="1" data-bbox="288 976 568 1294"> <thead> <tr> <th>新築年月日</th> <th>控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>昭51. 1. 1～</td> <td>350万円</td> </tr> <tr> <td>昭56. 6. 30</td> <td></td> </tr> <tr> <td>昭56. 7. 1～</td> <td>420万円</td> </tr> <tr> <td>昭60. 6. 30</td> <td></td> </tr> <tr> <td>昭60. 7. 1～</td> <td>450万円</td> </tr> <tr> <td>平元. 3. 31</td> <td></td> </tr> <tr> <td>平元. 4. 1～</td> <td>1,000万円</td> </tr> <tr> <td>平 9. 3. 31</td> <td></td> </tr> <tr> <td>平 9. 4. 1～</td> <td>1,200万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>○免税点 土地の取得 10万円未満 家屋の取得（1戸について） 建築分 23万円未満 承継分 12万円未満</p>	新築年月日	控除額	昭51. 1. 1～	350万円	昭56. 6. 30		昭56. 7. 1～	420万円	昭60. 6. 30		昭60. 7. 1～	450万円	平元. 3. 31		平元. 4. 1～	1,000万円	平 9. 3. 31		平 9. 4. 1～	1,200万円	<p>課税標準額の100分の4 ただし、平成15年4月1日から令和3年3月31日までの間の土地及び住宅の取得については100分の3、平成18年4月1日から平成20年3月31日までの間の住宅以外の家屋については100分の3.5、平成20年4月1日以降の住宅以外の家屋については100分の4</p> <p>○土地を取得した日から3年以内に当該土地の上に一定の住宅を新築し、又は当該土地を取得した日前1年の期間内に当該土地の上に一定の住宅を新築していた場合は、当該土地の取得に対して課する税額から150万円あるいは土地1㎡当たりの価格に住宅の床面積の2倍（200㎡が限度）を乗じた金額のいずれか多い額に税率を乗じて得た額を減額</p>	<p>普通徴収 知事の定める日</p>	
新築年月日	控除額																							
昭51. 1. 1～	350万円																							
昭56. 6. 30																								
昭56. 7. 1～	420万円																							
昭60. 6. 30																								
昭60. 7. 1～	450万円																							
平元. 3. 31																								
平元. 4. 1～	1,000万円																							
平 9. 3. 31																								
平 9. 4. 1～	1,200万円																							

2 令和元年度（平成31年度）課税標

税 目	課 税 標 準 等	税 率	納 期	摘 要																
自動車 取得税 ※令和 元年9 月まで 自動車 税環境 性能割 ※令和 元年10 月から	自動車の取得価額 免税点 50万円以下	（軽自動車及び）営業用自動車 （100分の0～）100分の2 自家用自動車 （100分の0～）100分の3 ※ 電気自動車、天然ガス車、プラグインハイブリッド車、クリーンディーゼル乗用車、一定の環境性能を満たした自動車については非課税や軽減措置（軽減税率）を適用。 一定の条件を満たすバリアフリー対応バス・タクシー、先進安全自動車（ASV）について、軽減措置を適用。	申告納付 自動車の新規登録・移転登録の日																	
県たば こ税	卸売販売業者等が県内に所在する営業所を有する小売販売業者又は消費者等に対して売渡し等をした製造たばこの本数	1,000本につき930円 （旧3級品の紙巻きたばこについては、1,000本につき481円）	申告納付 毎月分を翌月末日まで																	
ゴルフ 場利用 税	ゴルフ場の利用に対する利用の日ごとの定額	1人1日につき <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>税 率</th> <th>区分</th> <th>税 率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1級</td> <td>1,100円</td> <td>4級</td> <td>650円</td> </tr> <tr> <td>2級</td> <td>950円</td> <td>5級</td> <td>500円</td> </tr> <tr> <td>3級</td> <td>800円</td> <td>6級</td> <td>350円</td> </tr> </tbody> </table> 等級の基準…ホール数、利用料金	区分	税 率	区分	税 率	1級	1,100円	4級	650円	2級	950円	5級	500円	3級	800円	6級	350円	申告納入 毎月分を翌月15日まで	
区分	税 率	区分	税 率																	
1級	1,100円	4級	650円																	
2級	950円	5級	500円																	
3級	800円	6級	350円																	
地方消 費税	(1) 譲渡割 課税資産の譲渡等に係る消費税額 (2) 貨物割 外国貨物に係る消費税額	○標準税率 消費税額の78分の22 （消費税率換算2.2%） ○軽減税率 消費税額の78分の22 （消費税率換算1.76%） ※軽減税率については「酒類・外食を除く飲食料品」と「定期購読契約が締結された週2回以上発行される新聞」が適用対象	賦課徴収は、（譲渡割については当分の間）国において、消費税の例により、併せて行うため消費税の納期に同じ																	

準、税率、納期一覧（続き）

税目	課税標準等	税率	納期	摘要
軽油引取税	<p>1 特約業者又は元売業者から現実の軽油の引取り（特約業者の元売業者からの引取り及び元売業者の他の元売業者からの引取りを除く）を行った場合の引取数量</p> <p>2 特約業者又は元売業者が軽油又は揮発油以外の炭化水素油（燃料炭化水素油）を自動車の内燃機関の燃料として販売した場合の販売数量</p> <p>3 特約業者又は元売業者以外の石油製品の販売業者が、軽油に軽油以外の炭化水素油を混和し若しくは軽油以外の炭化水素油と軽油以外の炭化水素油を混和して製造された軽油を販売した場合又は燃料炭化水素油を自動車の内燃機関の燃料として販売した場合の販売数量</p> <p>4 自動車の保有者が炭化水素油を自動車の内燃機関の燃料として消費した場合（道路において運行の用に供するため消費した場合に限る）の消費数量</p> <p>5 特別徴収義務者が特別徴収の義務が消滅したときに軽油を所有している場合の所有数量</p> <p>6 特約業者、元売業者が自ら軽油を消費する場合の消費数量</p> <p>7 特約業者及び元売業者以外の者が軽油を製造して自ら消費又は他の者に譲渡した場合の消費又は譲渡数量</p> <p>8 免税軽油使用者が免税軽油を用途外に消費又は他の者に譲渡した場合の消費又は譲渡数量</p> <p>9 特約業者及び元売業者以外の者が軽油を輸入した場合の輸入数量</p>	<p>1キロリットルにつき</p> <p>32,100円</p>	<p>1 申告納入</p> <p>毎月分を翌月末日まで</p> <p>〔左記課税標準等の1〕に該当する場合</p> <p>2 申告納付</p> <p>(1) 毎月分を翌月末日まで</p> <p>〔左記課税標準等の2〕～7に該当する場合</p> <p>(2) 当該軽油の消費又は譲渡をした日から30日以内</p> <p>〔左記課税標準等の8〕に該当する場合</p> <p>(3) 当該軽油の輸入の時まで</p> <p>〔左記課税標準等の9〕に該当する場合</p>	

2 令和元年度（平成31年度）課税標

税 目	課 税 標 準 等	税 率	納 期	摘 要		
自動車税（種別割） ※令和元年10月から自動車税種別割に名称変更	自動車 ○賦課期日 4月1日 ただし、4月1日以後に納税義務が発生したものは、その発生した月の翌月から、月割をもって課する。	通常税率 以下表（主な区分）のとおり。 （グリーン化税制対象車の場合） ○軽課対象車 ・・通常税率より約75%又は約50%軽減 ○重課対象車 ・・通常税率より約15%又は約10%重課	普通徴収 5月1日～5月31日 ただし、賦課期日以後に納税義務が発生した場合は知事の定める日。			
	(単位：百円)					
自 動 車 の 区 分 (主 な 区 分)						
乗 用 車	総排気量	1ℓ以下	250	295	75	
	"	1ℓ超	305	345	85	
	"	1.5ℓ"	360	395	95	
	"	2ℓ"	435	450	138	
	"	2.5ℓ"	500	510	157	
	"	3ℓ"	570	580	179	
	"	3.5ℓ"	655	665	205	
	"	4ℓ"	755	765	236	
	"	4.5ℓ"	870	880	272	
	"	6ℓ"	1,100	1,110	407	
	貨 客 兼 用 車	最大積載量	1ℓ以下		132	102
		"	1ℓ超1.5以下		143	112
		1t以下	1.5ℓ超		160	128
		1t超	1ℓ以下		167	127
		2t以下	1ℓ超1.5以下		178	137
	"	1.5ℓ超		195	153	
	ト ラ ック	最大積載量	1t以下		80	65
		"	1t超2t以下		115	90
		"	2t"3t"		160	120
"		3t"4t"		205	150	
"		4t"5t"		255	185	
"		5t"6t"		300	220	
"		6t"7t"		350	255	
"		7t"8t"		405	295	
けん 引 車	けん引車	小型車に属するもの		102	75	
	普通車	"		206	151	
	被けん引車	小型車		53	39	
	普通車に属する最大積載量8t以下	"		102	75	
	普通車に属する最大積載量8t超	1t増すごとに右の金額を加算した額		51	38	
バ ス	乗車定員	30人以下			120	
	"	30人超40人以下			145	
	"	40人"50人"			175	
	"	50人"60人"			200	
	"	60人"70人"			225	
	"	70人"80人"			255	
	"	80人超			290	
	そ の 他	"	30人以下		330	265
		"	30人超40人以下		410	320
		"	40人"50人"		490	380
		"	50人"60人"		570	440
		"	60人"70人"		655	505
		"	70人"80人"		740	570
三 輪	小型自動車			60	45	
	けん引車・被けん引車			53	39	
(注)ロータリーエンジンを搭載する乗用車については、単室容積にローター数を乗じて得た数値に1.5を乗じた数値を総排気量とみなす。 令和元年10月以降に新車新規登録を受けた自家用乗用車については、新税率を適用する。						
固定資産税	大規模償却資産の価格のうち、市町村の課税限度額を超える部分の価格 (賦課期日) 1月1日	課税標準額の100分の1.4	普通徴収 1期 4月1日～4月30日 2期 7月1日～7月31日 3期 12月1日～12月25日 4期 翌年2月1日～2月末日			

準、税率、納期一覧（続き）

税目	課税標準等	税率	納期	摘要																										
鉱区税	<p>鉱区の面積、砂鉱区の延長又は面積</p> <p>○賦課期日 4月1日</p> <p>ただし、4月1日以後に納税義務が発生したものはその発生した月の翌月から、月割をもって課する。</p>	<p>1 砂鉱を目的としない鉱業権の鉱区（面積100アールごとに年額）</p> <p>試掘鉱区 200円</p> <p>採掘鉱区 400円</p> <p>（石油又は可燃性天然ガスを目的とする鉱業権の鉱区については上記の3分の2の税率）</p> <p>2 砂鉱を目的とする鉱業権の鉱区（面積100アールごとに年額）</p> <p>河床（延長1,000メートルごとに年額） 600円</p> <p>非河床（面積100アールごとに年額） 200円</p> <p>100アール未満又は1000メートル未満の端数は100アール又は1000メートルとみなす</p>	<p>普通徴収</p> <p>5月1日～5月31日</p> <p>ただし、賦課期日以後に納税義務が発生した場合は知事の定める日</p>																											
狩猟税	<p>狩猟者の登録</p> <p>○賦課期日</p> <p>狩猟者の登録を受けた日</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th></th> <th>税率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">第1種銃猟免許 (第2種以外の銃器)</td> <td>①都道府県民税の所得割額を納める人</td> <td>16,500円</td> </tr> <tr> <td>②都道府県民税の所得割額を納める必要のない人 (③に該当する人を除く。)</td> <td>11,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">③①に該当する人の控除対象配偶者又は扶養親族</td> <td>農林水産業に従事する人</td> <td>11,000円</td> </tr> <tr> <td>上記に該当しない人</td> <td>16,500円</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">網猟免許 わな猟免許</td> <td>④都道府県民税の所得割額を納める人</td> <td>8,200円</td> </tr> <tr> <td>⑤都道府県民税の所得割額を納める必要のない人 (⑥に該当する人を除く。)</td> <td>5,500円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">⑥④に該当する人の控除対象配偶者又は扶養親族</td> <td>農林水産業に従事する人</td> <td>5,500円</td> </tr> <tr> <td>上記に該当しない人</td> <td>8,200円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">第2種銃猟免許（空気銃（圧縮ガスを利用するものを含む。））</td> <td>5,500円</td> </tr> </tbody> </table> <p>1. 放鳥獣猟区のみに係る狩猟者の登録を受ける者…上記税率の4分の1</p> <p>2. 1の登録を受けている者が受ける放鳥獣猟区及び放鳥獣猟区以外の場所に係る狩猟者の登録を受ける者…上記税率の4分の3</p> <p>3. 対象鳥獣捕獲員又は認定鳥獣捕獲等事業者の従業者に係る登録を受ける者…課税免除</p> <p>4. 鳥獣保護管理法に基づく許可捕獲に従事した者に係る登録を受ける者…通常の税率の2分の1</p>	区分		税率	第1種銃猟免許 (第2種以外の銃器)	①都道府県民税の所得割額を納める人	16,500円	②都道府県民税の所得割額を納める必要のない人 (③に該当する人を除く。)	11,000円	③①に該当する人の控除対象配偶者又は扶養親族	農林水産業に従事する人	11,000円	上記に該当しない人	16,500円	網猟免許 わな猟免許	④都道府県民税の所得割額を納める人	8,200円	⑤都道府県民税の所得割額を納める必要のない人 (⑥に該当する人を除く。)	5,500円	⑥④に該当する人の控除対象配偶者又は扶養親族	農林水産業に従事する人	5,500円	上記に該当しない人	8,200円	第2種銃猟免許（空気銃（圧縮ガスを利用するものを含む。））		5,500円		
区分		税率																												
第1種銃猟免許 (第2種以外の銃器)	①都道府県民税の所得割額を納める人	16,500円																												
	②都道府県民税の所得割額を納める必要のない人 (③に該当する人を除く。)	11,000円																												
	③①に該当する人の控除対象配偶者又は扶養親族	農林水産業に従事する人	11,000円																											
		上記に該当しない人	16,500円																											
網猟免許 わな猟免許	④都道府県民税の所得割額を納める人	8,200円																												
	⑤都道府県民税の所得割額を納める必要のない人 (⑥に該当する人を除く。)	5,500円																												
	⑥④に該当する人の控除対象配偶者又は扶養親族	農林水産業に従事する人	5,500円																											
		上記に該当しない人	8,200円																											
第2種銃猟免許（空気銃（圧縮ガスを利用するものを含む。））		5,500円																												

2 令和元年度（平成31年度）課税標準、税率、納期一覧（続き）

税目	課税標準等	税率	納期	摘要
乗鞍環境保全税	乗鞍鶴ヶ池駐車場に自動車で進入する回数	<ul style="list-style-type: none"> ○乗車定員が30人以上の自動車を運転する者 <ul style="list-style-type: none"> ・観光バス 1回につき 3,000円 ・一般乗合用バス 1回につき 2,000円 ○乗車定員が11人以上29人以下の自動車を運転する者 1回につき 1,500円 ○乗車定員が10人以下である自動車等を運転する者 1回につき 300円 	申告納入又は申告納付 いずれの場合も毎月分を翌月末日まで	

